

令和3年12月24日

## 第6回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第6回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和3年12月24日(金) 午後2時00分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

### 議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
(所有権移転分)  
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・~~除外~~・~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申出について

議案第 6 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 蓑 田 六 雄  | 2 番 松 木 茂 久  | 3 番 田 中 健 一  |
| 4 番 西 山 昭 二  | 5 番 澤 山 建 志  | 6 番 西川路 利 広  |
| 7 番 德 留 博 昭  | 8 番 田 代 繁 樹  | 9 番 永 吉 正 文  |
| 10 番 内 蘭 光 弘 | 11 番 西 村 久 則 | 12 番 德 留 幸 信 |
| 13 番 井 手 康 則 | 14 番 奥 村 祐 樹 | 15 番 井 元 清八郎 |
| 16 番 前 田 真津美 | 17 番 生 川 裕 也 | 18 番 濱 田 保   |
| 19 番 川 畑 ゆりえ |              |              |

農地利用最適化推進委員

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 20 番 川 畑 淳 一 | 21 番 上 拂 忠   | 22 番 田之上 洋   |
| 23 番 濱 田 卓 郎 | 24 番 德 留 力 雄 | 25 番 廣 森 修   |
| 26 番 住 吉 俊 光 | 27 番 大 迫 恵 太 | 28 番 物 袋 唱 二 |
| 29 番 湯之上 大 幸 | 30 番 南 圭 司   | 31 番 小 村 亮 太 |
| 32 番 藏 蘭 堅 志 | 33 番 塚 田 幸 美 | 34 番 石 嶺 義 孝 |
| 35 番 前 田 剛   | 36 番 上 赤 政 行 | 37 番 坂 本 三 好 |
| 38 番 鐘 撞 望   |              |              |

1 小委員長

2 番 松 木 茂 久

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

|              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 指宿市農業委員会事務局長 | 西 村 里 志                  |
| 主幹兼農地総務係長    | 堀之内 秀一郎                  |
| 農地総務係主査      | 東 川 善 久                  |
| 振興係長         | 吹 留 義 輝                  |
| 振興係主査        | 向 吉 真 一                  |
| 振興係主事        | 今 吉 蓮 樺                  |
| 人・農地プラン推進室長  | 嶺 元 和 仁 (農業委員会事務局参事)     |
| 主幹兼推進係長      | 前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹) |

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 堀之内 秀一郎

|      |                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 開会 | 午後2時00分                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局  | <p>全員、ご起立願います。</p> <p>一同礼。</p> <p>指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。</p> <p>(唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>                                                                                                                                               |
| 議長   | <p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第6回指宿市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に「14番委員」と「16番委員」を指名いたします。</p> <p>早速、議題に入ります。</p> <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>                                              |
| 事務局  | <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p>                                                                                                             |
| 議長   | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>                                                                                                               |
| 事務局  | <p>議案書の3ページをお開きください。</p> <p>今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は5件でございます。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>今月の所有権移転分につきましては、経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長   | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番についてご審議願います。</p> <p>これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき13番委員の退席を求めます。</p>                                                                                                               |

委員  
議長

(13番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(13番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、所有権移転分の2番から4ページ5番については一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち所有権移転分の2番から5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の2番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は議案書の5ページから17ページまでの41件で、うち新規が39件、再設定が2件となっています。

また、農地中間管理機構への貸付分10件と農地中間管理機構からの借受分10件は重複しています。

それでは、議案書の5ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、17ページの総合計は96筆、116, 316㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、73筆、79, 486㎡となっています。

今回の利用権設定分につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

|                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長                                       | <p>皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番についてご審議願います。</p> <p>これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき議長を降り退席いたしますので、2番委員に議長をお願いいたします。</p> <p>(議長の退席確認 2番委員と議長を交代)</p>                                                                                                                       |
| 議長<br>(2番委員)                             | <p>1番委員に代わりまして、しばらくの間議長を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、議案第1号のうち利用権設定分の1番から3番についてご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                             |
| 委員<br>議長<br>(2番委員)<br>委員<br>議長<br>(2番委員) | <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第1号のうち、利用権設定分の4番と6ページ5番についてご審議願います。</p> <p>これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき15番委員の退席を求めます。</p> <p>(15番委員の退席確認)</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p> |
| 委員<br>議長<br>(2番委員)<br>委員<br>議長<br>(2番委員) | <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第1号のうち、利用権設定分の4番と5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番と5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>利用権設定5番までの審議が終了しましたので、1番委員と議長を交代いたします。</p> <p>(1番委員の復席確認 1番委員に議長を交代)</p>                                                                  |
| 議長                                       | <p>次に、議案第1号のうち、利用権設定分の6番と7番についてご審議</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

委員  
議長

委員  
議長

委員  
議長

委員  
議長

委員  
議長

委員  
議長

願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の6番と7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の6番と7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(15番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の8番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき4番委員の退席を求めます。

(4番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(4番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の9番から8ページ12番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき17番委員の退席を求めます。

(17番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の9番から12番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の9番から12番について

事務局

は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(17番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の13番から10ページ20番についてご審議願います。

この13番から20番については、新規就農者2名に関する案件であり、営農状況等の調査を地区担当委員並びに事務局で行っておりますので、報告につきましては、事務局による一括報告といたします。

それでは、事務局に報告を求めます。

それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、資料の1ページから2ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

13番から18番につきましては、事務局で調査を行いました。

申請人は、農業法人に勤務しておりましたが、親が農業をする姿を見て、自分も農業をしたいと思い、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、自己所有のものと農機具店から借用するものを使用し、栽培技術や機械の操作については、以前から使用していたため、問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、エンドウを中心に年間販売高300万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的に一人です。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、19番と20番につきましては、10番委員と29番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、農業法人に勤務しておりましたが、自分で農業をしたいと思い、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、自己所有のものを使用し、栽培技術や機械の操作については、前の職場で学んでいたため、問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナック、カボチャを中心に年間販売高600万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的に妻と2人ですが、繁忙期には友人の手伝いをもらうとのことでした。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

以上報告いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

|      |                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 議長   | <p>ただいま、事務局の報告のとおりであります。</p>                                             |
|      | <p>それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の13番から20番についてご審議願います。</p>                         |
|      | <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>                                                  |
| 委員   | <p>「なし」の声あり。</p>                                                         |
| 議長   | <p>議案第1号のうち、利用権設定分の13番から20番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>            |
| 委員   | <p>「異議なし」の声あり。</p>                                                       |
| 議長   | <p>ご異議なしと認めます。</p>                                                       |
|      | <p>よって、議案第1号のうち、利用権設定分の13番から20番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>           |
|      | <p>次に、利用権設定分の21番から17ページ41番については、一括審議願います。</p>                            |
|      | <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>                                                  |
| 委員   | <p>「なし」の声あり。</p>                                                         |
| 議長   | <p>議案第1号のうち、利用権設定分の21番から41番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>            |
| 委員   | <p>「異議なし」の声あり。</p>                                                       |
| 議長   | <p>ご異議なしと認めます。</p>                                                       |
|      | <p>よって、議案第1号のうち、利用権設定分の21番から41番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>           |
|      | <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。</p>                     |
|      | <p>これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。</p>                        |
| 小委員長 | <p>12月10日、転用調査時に、私と26番、37番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。</p>     |
|      | <p>申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。</p>                |
|      | <p>1番と2番は売買、3番は子への贈与、4番と5番は親族への贈与による申請で、贈与による申請では、贈与税のことも理解しているとのこと。</p> |
|      | <p>いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま。</p>                  |
|      | <p>以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件につ</p>    |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>いて、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。</p> <p>最後に農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の4ページから17ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長    | <p>現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第2号のうち、1番についてご審議願います。</p> <p>この1番については、新規就農者に関する案件であり、営農状況等の調査を地区担当委員が行っておりますが、事務局による報告で進行いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局   | <p>番号1番につきまして、12月12日に9番委員と28番委員に調査を行っていただきました。</p> <p>申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。</p> <p>申請人は、今回売買による農地取得により30aを超えることから、新規就農者となります。</p> <p>申請人は、会社勤めをしていた時から父の農業を手伝っており、本格的に農業を始めるため退職し、現在6年ほど営農しております。</p> <p>栽培品目は、スナック、ジャガイモ、オクラ、甘藷で、年間販売高約1,700万円を目指しております。</p> <p>作業に従事するのは、本人と1名雇用もしており、繁忙期には妻の手伝いももらうとのことでした。</p> <p>農機具等については、トラクター、管理機などを所有しており、長く使用していることから操作等の問題ありません。</p> <p>営農計画書を資料の3ページに添付していますので、ご参照ください。</p> <p>以上、報告のとおり申請人は意欲的に営農に取り組んでいると判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長    | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第2号のうち、1番についてご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 15番委員 | <p>甘藷は青果用ですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 9番委員  | <p>青果用です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 15番委員 | <p>基腐病のこともありますので、確認させていただきました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長    | <p>ほかにご質疑、ご意見はございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 委員    | <p>「なし」の声あり。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長    | <p>議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することにご</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

委員  
議長

異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長  
委員  
議長

次に、議案第2号のうち、2番から5番までをご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち、2番から5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、2番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更用途区分変更申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、農業用倉庫です。

資料の18ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ70m行った農用地区域内農地で、東と西は畑、南は市道及び用悪水路、北は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、自己の耕作地に近い申請地に、農機具や農業用資材の保管場所として農業用倉庫を建設するものですが、既に完成していたことから、今回始末書が添付されております。

代替地についても何箇所か検討しておりましたが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、農業用倉庫です。

|      |                                                                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 資料の 18 ページをお開きください。                                                                                                                     |
|      | 申請地は、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> から南へ 660 m 行った農用地区域内農地で、東は公衆用道路、それ以外は畑に接しています。   |
|      | 農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。                                                                           |
|      | 事業計画者は、これまで農機具や資材等を保管する倉庫を借用していたため、今回申請地に自己の農業用倉庫を建築するものですが、既に完成していたことから、今回始末書が添付されております。                                               |
|      | 代替地についても何箇所か検討しておりましたが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。                                                                    |
| 議長   | 以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。                                                                          |
|      | 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。                                                                                                          |
|      | それでは、議案第 3 号の用途区分変更申出について、ご審議願います。                                                                                                      |
| 委員   | ご質疑、ご意見はございませんか。                                                                                                                        |
| 議長   | 「なし」の声あり。                                                                                                                               |
|      | 議案第 3 号の用途区分変更申出については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。                                                                                          |
| 委員   | 「異議なし」の声あり。                                                                                                                             |
| 議長   | ご異議なしと認めます。                                                                                                                             |
|      | よって、議案第 3 号農業振興地域整備計画の一部計画変更用途区分変更申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。                                                                    |
|      | 次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。                                                                        |
|      | これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。                                                                                              |
| 小委員長 | これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。                                                                                                  |
|      | 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。                                                                                                         |
|      | まず番号 1 番ですが、転用目的は、駐車場です。                                                                                                                |
|      | 資料の 19 ページをお開きください。                                                                                                                     |
|      | 申請地は、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> から東へ 820 m 行った農地で、東は宅地、西は畑、南は市道、北は宅地及び原野に接しています。 |

農地区分、許可事項については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、住宅の衛生管理等を行う法人ですが、申請地を取得し、申請地の隣に所有する保養所の、従業員及び来客用駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロック設置済であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は貸駐車場及び貸資材置場です。

資料の20ページをお開きください。

申請地は、[ ]から西へ330m行った農地で、東は雑種地及び宅地、西は畑、南は里道、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、建設業を営む法人の代表ですが、申請地を取得し、自己が経営する会社への貸駐車場及び貸資材置場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。

構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は一般住宅です。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、[ ]から北西へ190m行った農地で、東は公衆用道路、西と南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。

隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は一般住宅です。

資料の 2 2 ページをお開きください。

申請地は、[ ] から南へ 4 3 0 m 行った農地で、東は市道、西と南は畑、北は水路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地との間には緩衝地を設けることから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号 5 番ですが、転用目的は倉庫です。

資料の 2 3 ページをお開きください。

申請地は、[ ] から西へ 5 1 0 m 行った農地で、東は畑及び宅地、西は市道、南は雑種地、北は田に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、県外に本店を置く自動包装機等の製造販売を行う法人ですが、申請地を取得し、製品を保管する倉庫を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定であり、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号 6 番ですが、転用目的は一般住宅です。

資料の 2 4 ページをお開きください。

申請地は、[ ] から西へ 3 6 0 m 行った農地で、東は里道、西は畑、南は雑種地、北は 5 条許可地に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、周囲に住宅等が連たんしていることから、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

なお、申請地は農用地区域の除外の手続き中で、除外される見込みです。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については 3 0 c m ほど盛土し、境界にブロックを積む予定です。隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影

響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号7番ですが、転用目的は資材置場及び駐車場です。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ700m行った農地で、東は田、西は田及び宅地、南は市道及び里道、北は田及び市道に接しています。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、南側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、ボーリング関連の事業を営む個人ですが、申請地を取得し、資材置場及び駐車場を整備する計画です。

土地の形状については盛土を行い、土留工事を行う予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号8番ですが、転用目的は農業用源泉掘削です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ1,600m行った農地で、周囲は全て畑に接しています。

農地区分、許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、同筆地内にある農業用ハウスの付帯施設となることから、用途区分変更の手続きは必要とせず、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、観葉植物の生産及び販売を行う法人で、申請地を使用貸借し、申請地と同筆地内にある配管が老朽化した源泉の、代替掘削を行う計画です。

土地の形状については現状で、既存施設と同等規模の源泉汲上施設のため、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございま

議長

委員

議長

委員  
議長

せんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の23ページをお開きください。

議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出7件、貸付申出1件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。

なお、見取図、地籍図につきましては、資料の27ページから40ページに掲載しています。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

議案書の23ページをお開きください。

番号1は36番委員と17番委員。

番号2は34番委員と15番委員。

番号3は34番委員と15番委員。

番号4は11番委員と10番委員。

番号5は29番委員と10番委員。

番号6は38番委員と19番委員。

番号7は38番委員と19番委員。

番号8は31番委員と12番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

|          |                                                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員<br>議長 | <p>(各委員了解あり)</p> <p>それでは、議案第5号は原案のとおり承認することとし、あつせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。</p>                                                                                          |
|          | <p>次に、議案第6号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。</p>                                                                                                                           |
| 事務局      | <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>                                                                                                                                              |
|          | <p>議案第6号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。</p>                                                                                                                              |
|          | <p>議案書は25ページから26ページになります。</p>                                                                                                                                       |
|          | <p>今回の対象地域は、池田石嶺と新永吉地区になります。</p>                                                                                                                                    |
|          | <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p>                                                                                                                                           |
|          | <p>以下については、お目通しください。</p>                                                                                                                                            |
|          | <p>今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。</p> |
|          | <p>その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。</p>                                                                    |
|          | <p>よって、31筆、29,538㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。</p>                                                                                           |
|          | <p>なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。</p>                                                                                                                |
|          | <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                             |
| 議長       | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p>                                                                                                                                        |
|          | <p>それでは、議案第6号について、ご審議願います。</p>                                                                                                                                      |
|          | <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>                                                                                                                                             |
| 委員       | <p>「なし」の声あり。</p>                                                                                                                                                    |
| 議長       | <p>議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>                                                                                                                          |
|          | <p>「異議なし」の声あり。</p>                                                                                                                                                  |
| 委員       | <p>ご異議なしと認めます。</p>                                                                                                                                                  |
| 議長       | <p>よって、議案第6号荒廃農地に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>                                                                                                             |
|          | <p>本日の議題は、これで終了いたしました。</p>                                                                                                                                          |

委員  
議長  
  
事務局

他にございませんか。

「なし」の声あり。

他になければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

それでは、その他についてご説明いたします。２７ページをご覧ください。

その他（議案書２７ページを参照して説明）

１．一時使用届出について

２．１２月の行事報告

３．１月の行事予定等

４．その他

（１）令和３年度鹿児島県農業委員会大会について

（２）行政手続法に基づく「処分の求め」の申出について

議長  
委員  
議長

他にございませんか。

「なし」の声あり。

他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第６回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

（閉会 午後３時１０分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員１４番委員

議事録署名委員１６番委員